

令和4年10月5日
公益財団法人 児童育成協会
理事長 鈴木 一光

非常用備蓄品調達についての一般競争入札実施要領

1 以下の物品調達について、入札参加の希望者を募集します。

- (1) 件名 非常用備蓄品調達
- (2) 調達品目 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 契約日から1か月以内
- (4) 納入場所 東京都千代田区四番町2-12
公益財団法人 児童育成協会
- (5) 担当部署及び書類等提出先
公益財団法人 児童育成協会 総務部 総務課
所在地 〒102-0081 東京都千代田区四番町2-12 四番町 TH ビル6階
E-mail n-kinoshita@kodomono-shiro.jp

(6) 日程表 (予定)

令和4年10月5日(水)	一般競争入札の実施のお知らせ
令和4年10月5日(水)～7日(金)17時	質問受付期間
令和4年10月12日(水)17時	質問回答期限
令和4年10月5日(水)～14日(金)12時	入札参加申請書提出期間 郵送(一般又は簡易書留)入札提出期間
令和4年10月17日(月)17時	入札参加資格の確認結果通知期限
令和4年10月18日(火)16時00分	入札、開札及び落札者の決定

2 入札参加資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 破産手続開始の決定を受けていない者であること。(復権を得ている者を除く。)
- (2) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。なお、一般競争入札参加申込書(様式1)提出時に、保険料納付に係る申立書(別紙1)を提出するものとする。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げられていない者であること。なお、一般競争入札参加申込書(様式1)提出時に、暴力団等に該当しない旨、誓約書(別紙2)を提出するものとする。
- (4) 内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)の一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (5) 内閣府から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること
- (7) 直近3年程度以内において、類似案件の受注実績があり、確実に履行できるものであること。なお、一般競争入札参加申込書(様式1)提出時に類似案件実績報告書(別紙3)を提出するものとする。

3 仕様書等の配布

本調達に関する資料及び提出に必要な様式等は次のとおりであり、Webサイト (<https://www.kodomonono-shiro.or.jp/>) に掲示してあるので、提出に必要な様式及び別紙はダウンロードして使用すること。

- (1) 非常用備蓄品調達についての一般競争入札実施要領
- (2) 別紙 入札書等の封印等及び郵送入札の方法
- (3) 仕様書
- (4) 契約書 (案)
- (5) 様式1 一般競争入札参加申込書
- (6) 別紙1 保険料納付に係る申立書
- (7) 別紙2 誓約書
- (8) 別紙3 類似案件実績報告書
- (9) 様式2 入札書
- (10) 様式3 委任状
- (11) 様式4 入札辞退届

4 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問の要旨を簡潔に記載し、「1(5) 担当部署及び書類等提出先」に記載の E-mail アドレス宛にメールで送信すること。メールのタイトルは「非常用備蓄品の調達について 質問書 (事業者名)」とすること。メール以外での質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問者には随時回答する。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、下記のとおり書類を提出し、協会の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ① 様式1 一般競争入札参加申込書
- ② 別紙1 保険料納付に係る申立書
- ③ 別紙2 誓約書
- ④ 別紙3 類似案件実績報告書
- ⑤ 財務諸表
- ⑥ 税務署の納税証明書 (その3) (発行後3か月以内のもの)
- ⑦ 内閣府競争参加資格 (全省庁統一資格) の一般競争参加資格の認定を受けていることを証するもの (「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」の申請者名が確認できる「有資格者名簿閲覧」画面を印刷したもの等) URL :
<https://www.chotatujo.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>

(2) 提出期間

令和4年10月5日（水）から令和4年10月14日（金）12時 必着のこと。

(3) 提出方法

郵送を原則とし、やむを得ない場合は直接持参も可能。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて提出期間内に必着のこと

(4) 提出場所

「1（5）担当部署及び書類等提出先」のとおり

(5) 入札参加資格の確認結果

令和4年10月17日（月）17時までに、一般競争入札参加申込書（様式1）に記載された E-mail アドレスに通知する。

なお、入札参加資格がないと判断された場合、既に提出された入札書等は無効とし、返却は行わない。

6 入札について

(1) 入札に参加する者に必要な資格

「5 入札参加資格の確認」により参加資格を満たしていると認められた者

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年10月18日（火）16時00分

イ 場 所 東京都千代田区四番町2-12 四番町THビル6階 協会会議室

(3) 入札書等の提出書類及び提出方法

ア 提出書類

入札書等の提出後は、開札前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めないので注意すること。

① 入札書（様式2）

案件に要する一切の費用を含めた金額を記載のうえ、「入札書（第〇回目）」と記した封筒に入れ提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に10%に相当する額を加算した金額を記載すること。

入札書については、複数回入札となることも考慮し、封筒を分けて3枚の入札書を提出すること。その際、封皮には何回目の入札であるかを必ず明記すること。

② 入札金額内訳書（任意様式。以下「内訳書」という。）

内訳書の提出がない場合、入札書と内訳書の合計金額が異なる場合は、落札者となることができないので注意すること。

③ 委任状（様式3）

代理人が入札に参加する場合は、入札参加時に提出すること。

入札書等を郵送により提出する場合は、委任状（様式3）も同封して送付すること。

イ 提出方法

入札書及び内訳書は、別紙「入札書等の封印等及び郵送入札の方法」のとおり封印等の上、提出すること。

(ア) 入札日時に持参

入札開始時間に遅刻した場合は、入札に参加できないので注意すること。

(イ) 郵送

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により「1 (5) 担当部署及び書類等提出先」に令和4年10月14日(金)12時に必着のこと。

代理人が入札に参加する場合は、委任状(様式3)も同封して送付すること。

(4) 入札の辞退

入札参加申込者及び入札参加者が入札を辞退する場合は、入札執行前にあつては、入札日時までに入札辞退届(様式4)を提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届(様式4)又は指名を辞退する旨を明記した入札書を協会担当者に直接提出しなければならない。

(5) 開札

ア 入札者は、1者につき1名が開札に立ち会うことができる。入札者が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札額を提示した者を落札者とする。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が複数いるときは、くじにより落札者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

エ 入札回数は3回限りとし、1回目の入札により契約の相手方が決定しない場合は直ちに2回目を行い、2回目の入札でも契約の相手方が決定しない場合は直ちに3回目を行う。この結果、落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(6) 入札結果の公表

落札決定後、開札に立ち会うことができなかつた入札者へは入札結果をE-mail又は電話等により通知する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当したときは、その入札を無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は本要領において示した条件に違反した入札

ウ 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

エ 入札書等が所定の場所及び日時までに到達しない入札、また、一般書留又は簡易書留以外での郵送方法による入札

オ 入札書に入札者の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字があつて、必要事項を確認できない入札

キ 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者(2に規定する入札参加資格の要件を欠いた者、入札参加資格があることを確認された者であっても入札時点において入札資格を失っている者を含む。)及び虚偽の申請を行った者の入札

ク 入札書と内訳書の金額が一致しない入札

7 契約について

落札者は、協会が企業主導型保育事業Webサイトに掲載している契約書(案)に基づ

き、協会と協議の上、落札後1週間以内に契約を締結すること。なお、落札者が入札に当たったの虚偽記載及び申告など、不正とみなされる行為を行ったことが明らかになった場合には、契約の相手方としない場合もある。

8 案件の適正な実施に関する事項

(1) 案件の再委託の禁止

受託者は受託者が行う案件を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本案件の一部を再委託することについて、協会に書面による承諾を得た時はこの限りではない。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、協会から指示があった場合は除く。

ウ 提出された書類は、落札者決定の目的以外では使用しない。

エ 提出のあった書類は、審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。